

令和6年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

令和7年5月15日
国立大学法人福井大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和6年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和6年度の経緯

環境配慮契約法及び「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、引き続き温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の実施に向け努力した。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給を受ける契約、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、④省エネルギー改修事業に係る契約、⑤建築物に関する契約並びに⑥産業廃棄物処理に係る契約のうち、⑤について環境配慮型プロポーザル方式による契約はなかった。

なお、①電気の供給を受ける契約、②自動車の購入及び賃貸借に係る契約、③船舶の調達に係る契約、④省エネルギー改修事業に係る契約並びに⑥産業廃棄物処理に係る契約の環境配慮契約についても該当する案件がなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境省からの環境配慮契約法に関する資料を関係部局に供閲し、環境配慮契約法についての周知を図った。
- エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき法人内において要項を整備し、その要項に基づく地球温暖化対策推進計画により環境方針を定め、温室効果ガス排出の削減に配慮した契約の推進を含めた環境負荷の低減及び地球環境への配慮を継続的に行った。